

競(公)売買受適格証明交付について

農地の競売の場合には、最高価格買受申出人が決まっても、その人が農地法の規定による権利移動の許可を受けられなければ所有権を取得することができません。そのため農地の競売の場合は、買い受けの申し出ができる者として買受適格証明証を持っている人に限定する取扱いがされています。中央市農業委員会では、農地法に照らして審議し、適当であるとされた者について、買受適格証明証を交付します。

◆ 買受適格証明願【競(公)売適格証明願】

農地の競売に参加しようとするとき、農地を買い受ける資格が必要です。適した人であるかどうかを証明するのが買受適格証明願です。

◎ 必要な届出・手続き等

裁判所の競売や国税局の公売になっている農地を買うためには、農業委員会に申請が必要です。

手続き・サービス等の名称	農地買受適格証明願
手続き・サービス等の内容	競売(公売)に参加するためには、買受適格者証明が必要です。 これは落札予定者に農地法の許可見込みがあることの証明で、農地法第3条や農地法第5条の許可要件の有ることを証明するものです。 添付資料は農地法第3条、第5条の場合と同等のものがようになります。
届出申請期間	毎月原則として10日を受付締め切りとしています。証明発行には審査を必要としますので、入札期限に余裕を持って申請をしてください。
対象者	中央市内の農地を取得するため、甲府地方裁判所の競売、東京国税局の公売に参加予定している人
申請書等様式	別紙様式による
窓口	中央市農業委員会事務局(中央市役所産業建設部産業課内) (第5条の買受適格者証明の場合、市街化調整区域内での転用行為や、市街化区域内での1000㎡を超える転用行為のときは都市計画法による開発許可が必要な場合があります。)

☆ 競売・公売に係る農地の買受適格証明が必要なときは

農地法第3条並びに農地法第5条の規定の適用を受ける農地の競売・公売に参加する場合(落札後の所有権移転及び転用し農地以外として利用する場合)

い つ	毎月10日まで(休日の場合は前日)
だ れ が	買受希望者
代理の可否	可能(行政書士による申請の代理は委任状が必要)
方 法	直接窓口へ
受付窓口	中央市農業委員会事務局
受付時間	午前8:30~午後5:15
休 日	土・日曜日、国民の祝日(休日)、12月29日~1月3日

提出する書類	農地法第3条及び第5条の規定による競売・公売農地の買受適格者証明願
添付書類(部数)	・期間入札の公告及び物件目録の写し ・公売広報の写し(公売の場合) ・農地法第3条許可申請書の写し(1部)…農地として利用取得の場合 ・農地法第5条申請書副本(2部)…農地以外として利用取得の場合
持ち物	・代理の場合は委任状
費 用	無料
お渡しするもの	買受適格証明書(申請の翌月上旬に交付)

注意すること

- ・農業振興地域から除外されていること(第5条)
- ・申請地に貸借がないこと
- ・落札後、農地法第3条又は、農地法第5条の規定による許可申請が必要

買受適格証明願の申請書類と添付書類等

☆農地法3条許可を要する場合（耕作目的の所有権移転）

必 要 書 類 等	部 数
買受適格証明願	1 部
添付書類は、農地法3条許可申請の添付書類と同じです	1 部
競売に付される土地の ・期間入札の公告及び物件目録の写し ・公売広報の写し（公売の場合）	1 部
競売に付される土地の所有者の印鑑証明書	不 要
代理人申請は、委任状と確認書	1 部

申請締切は、毎月10日です。

☆農地法5条許可を要する場合（転用目的の所有権移転）

必 要 書 類 等	部 数
買受適格証明願	2 部
添付書類は、農地法5条許可申請の添付書類と同じです	2 部
競売に付される土地の ・期間入札の公告及び物件目録の写し ・公売広報の写し（公売の場合）	2 部
競売に付される土地の所有者の印鑑証明書	不 要
代理人申請は、委任状と確認書	1 部

申請締切は、毎月10日です。

☆農地法5条届出を要する場合（市街化区域内の転用目的の所有権移転）

必 要 書 類 等	部 数
買受適格証明願	1 部
添付書類は、農地法5条届出の添付書類と同じです	1 部
競売に付される土地の ・期間入札の公告及び物件目録の写し ・公売広報の写し（公売の場合）	1 部
競売に付される土地の所有者の印鑑証明書	不 要
仮換地については、裁判所に備えつけてある資料に添付されている「仮換地証明」の写しのコピー	1 部
代理人申請は、委任状と確認書	1 部

申請締切は、入札期間の1週間前です。

※ 訂正箇所を修正液・修正テープで、修正した申請書は、受付できません。

※ 訂正する場合は、取り消し線で、見え消し修正してください。

農業委員会では、競（公）売物件の問い合わせには、応じていませんのでご注意ください。

競売物件の詳細については、裁判所に備えつけてある資料をご覧ください。

落札後は、落札したことを証する書類を添付し、農業委員会に農地法の許可（届出）申請をして下さい。

競売物件を落札したとしても、明渡しが円滑に行われない場合もあります。また、買受人が競売物件の占有者に対して明渡しを請求できる場合であっても、占有者が協力しないときは買受人において訴訟や強制執行の手続きをとらなければならない場合もあります。

各物件については、自己の責任において調査・確認をお願いする。